

監査基準報告書 705「独立監査人の監査報告書における除外事項付意見」の改正について

2024年9月26日

日本公認会計士協会

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>監査基準報告書 705</p> <p style="text-align: center;">独立監査人の監査報告書における除外事項付意見</p> <p style="text-align: right;">2011年7月1日 改正 2011年12月22日 改正 2014年4月4日 改正 2015年5月29日 改正 2019年2月27日 改正 2020年4月9日 改正 2021年1月14日 改正 2021年8月19日 改正 2022年10月13日 改正 2023年1月12日 <u>最終改正</u> 2024年9月26日</p> <p style="text-align: right;">日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第34号)</p> <p>《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》 (省 略)</p> <p>《Ⅱ 要求事項》 (省 略)</p> <p>《3. 除外事項付意見を表明する場合の監査報告書の様式と内容》 (省 略)</p> <p>《(5) 除外事項付意見の根拠区分》</p> <p>19. 監査人は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明する場合、監査基準報告書 700 が要求する特定の記載事項に加えて、以下を行わなければならない (A20 項参照)。 (1) 監査基準報告書700第28項が要求する「監査意見の根拠」の見出しを、状況に応じて、「限定意</p> | <p>監査基準報告書 705</p> <p style="text-align: center;">独立監査人の監査報告書における除外事項付意見</p> <p style="text-align: right;">2011年7月1日 改正 2011年12月22日 改正 2014年4月4日 改正 2015年5月29日 改正 2019年2月27日 改正 2020年4月9日 改正 2021年1月14日 改正 2021年8月19日 改正 2022年10月13日 <u>最終改正</u> 2023年1月12日</p> <p style="text-align: right;">日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第34号)</p> <p>《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》 (省 略)</p> <p>《Ⅱ 要求事項》 (省 略)</p> <p>《3. 除外事項付意見を表明する場合の監査報告書の様式と内容》 (省 略)</p> <p>《(5) 除外事項付意見の根拠区分》</p> <p>19. 監査人は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明する場合、監査基準報告書 700 が要求する特定の記載事項に加えて、以下を行わなければならない (A20 項参照)。 (1) 監査基準報告書700第26項が要求する「監査意見の根拠」の見出しを、状況に応じて、「限定意</p> |

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>見の根拠」(適正表示の枠組みの場合は「限定付適正意見の根拠」、「否定的意見の根拠」(適正表示の枠組みの場合は「不適正意見の根拠」)又は「意見不表明の根拠」に修正する。</p> <p>(2) 本区分に、除外事項付意見を表明する原因となる事項について記載する。なお、この記載には、除外した不適切な事項及び財務諸表に与えている影響を踏まえて除外事項を付した限定意見とした理由の記載も含まれる。</p> <p>(省 略)</p> | <p>見の根拠」(適正表示の枠組みの場合は「限定付適正意見の根拠」、「否定的意見の根拠」(適正表示の枠組みの場合は「不適正意見の根拠」)又は「意見不表明の根拠」に修正する。</p> <p>(2) 本区分に、除外事項付意見を表明する原因となる事項について記載する。なお、この記載には、除外した不適切な事項及び財務諸表に与えている影響を踏まえて除外事項を付した限定意見とした理由の記載も含まれる。</p> <p>(省 略)</p> |
| <p>24. 監査人は、限定意見又は否定的意見を表明する場合、監査基準報告書 700 第 28 項(4)の要求事項に関して、入手した監査証拠が監査人の限定意見又は否定的意見の基礎を得るために十分かつ適切なものであると判断した旨を記載しなければならない。</p> <p>25. 監査人は、財務諸表に対して意見を表明しない場合、監査報告書には監査基準報告書 700 第 28 項(2)及び(4)により要求される以下の事項を含めてはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 監査人の責任に関し、監査報告書の「財務諸表監査における監査人の責任」区分に記載がある旨 ・ 意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断した旨 | <p>24. 監査人は、限定意見又は否定的意見を表明する場合、監査基準報告書 700 第 26 項(4)の要求事項に関して、入手した監査証拠が監査人の限定意見又は否定的意見の基礎を得るために十分かつ適切なものであると判断した旨を記載しなければならない。</p> <p>25. 監査人は、財務諸表に対して意見を表明しない場合、監査報告書には監査基準報告書 700 第 26 項(2)及び(4)により要求される以下の事項を含めてはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 監査人の責任に関し、監査報告書の「財務諸表監査における監査人の責任」区分に記載がある旨 ・ 意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断した旨 |
| <p>(省 略)</p> | <p>(省 略)</p> |
| <p>《(6) 監査人が意見を表明しない場合の「財務諸表監査における監査人の責任」の記載》</p> | <p>《(6) 監査人が意見を表明しない場合の「財務諸表監査における監査人の責任」の記載》</p> |
| <p>27. 監査人は、十分かつ適切な監査証拠を入手できないため財務諸表に対する意見を表明しない場合、「財務諸表監査における監査人の責任」区分に、監査基準報告書 700 第 38 項から第 40 項により要求される事項に代えて、以下の事項を記載しなければならない (A24 項参照)。</p> <p>(1) 監査人の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を実施し、監査報告書において意見を表明することにある旨</p> <p>(2) しかしながら、「意見不表明の根拠」区分に記載されているとおり、監査人は、財務諸表に対する意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった旨</p> <p>(3) 監査基準報告書 700 第 28 項(3)により要求されるとおり、監査人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている旨</p> | <p>27. 監査人は、十分かつ適切な監査証拠を入手できないため財務諸表に対する意見を表明しない場合、「財務諸表監査における監査人の責任」区分に、監査基準報告書 700 第 35 項から第 37 項により要求される事項に代えて、以下の事項を記載しなければならない (A24 項参照)。</p> <p>(1) 監査人の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を実施し、監査報告書において意見を表明することにある旨</p> <p>(2) しかしながら、「意見不表明の根拠」区分に記載されているとおり、監査人は、財務諸表に対する意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった旨</p> <p>(3) 監査基準報告書 700 第 26 項(3)により要求されるとおり、監査人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている旨</p> |
| <p>(省 略)</p> | <p>(省 略)</p> |
| <p>《Ⅲ 適用指針》</p> | <p>《Ⅲ 適用指針》</p> |
| <p>(省 略)</p> | <p>(省 略)</p> |
| <p>《2. 除外事項付意見の表明が必要とされる場合》</p> | <p>《2. 除外事項付意見の表明が必要とされる場合》</p> |
| <p>《(1) 重要な虚偽表示の性質》(第 5 項(1)参照)</p> | <p>《(1) 重要な虚偽表示の性質》(第 5 項(1)参照)</p> |
| <p>A2. 監査基準報告書 700 第 11 項は、財務諸表に対する意見を形成するため、財務諸表に全体として</p> | <p>A2. 監査基準報告書 700 第 9 項は、財務諸表に対する意見を形成するため、財務諸表に全体として重</p> |

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>重要な虚偽表示がないということについての合理的な保証を得たかどうか判断することを監査人に求めている。</p> <p>監査人は、この判断において監査基準報告書 450「監査の過程で識別した虚偽表示の評価」第 10 項に従った財務諸表における未修正の虚偽表示に関する評価を考慮する。</p> <p>(省 略)</p> <p>《4. 除外事項付意見を表明する場合の監査報告書の様式と内容》</p> <p>(省 略)</p> <p>《(4) 監査人が意見を表明しない場合の財務諸表の監査における監査人の責任》(第 27 項参照)</p> <p>A24. 監査人が財務諸表に対する意見を表明しない場合、本報告書の付録の文例 4 及び文例 5 のとおり、監査基準報告書 700 においては監査報告書の「監査意見の根拠」区分に記載される以下の事項は、「財務諸表監査における監査人の責任」区分において記載されることになる。これは、監査報告書の全体の構成の観点から、利用者の理解可能性を考慮したものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を実施した旨(監基報 700 第 28 項(1)参照) 監査人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている旨(監基報 700 第 28 項(3)参照) <p>(省 略)</p> <p>《IV 適用》</p> <p>(省 略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> | <p>重要な虚偽表示がないということについての合理的な保証を得たかどうか判断することを監査人に求めている。</p> <p>監査人は、この判断において監査基準報告書 450「監査の過程で識別した虚偽表示の評価」第 10 項に従った財務諸表における未修正の虚偽表示に関する評価を考慮する。</p> <p>(省 略)</p> <p>《4. 除外事項付意見を表明する場合の監査報告書の様式と内容》</p> <p>(省 略)</p> <p>《(4) 監査人が意見を表明しない場合の財務諸表の監査における監査人の責任》(第 27 項参照)</p> <p>A24. 監査人が財務諸表に対する意見を表明しない場合、本報告書の付録の文例 4 及び文例 5 のとおり、監査基準報告書 700 においては監査報告書の「監査意見の根拠」区分に記載される以下の事項は、「財務諸表監査における監査人の責任」区分において記載されることになる。これは、監査報告書の全体の構成の観点から、利用者の理解可能性を考慮したものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を実施した旨(監基報 700 第 26 項(1)) 監査人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている旨(監基報 700 第 26 項(3)) <p>(省 略)</p> <p>《IV 適用》</p> <p>(省 略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> |
| <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> 本報告書(2022年10月13日改正)は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 <ul style="list-style-type: none"> 監査基準報告書(序)「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」(2022年7月21日改正) 本報告書(2023年1月12日改正)は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 <ul style="list-style-type: none"> 監査基準報告書600「グループ監査における特別な考慮事項」(2023年1月12日改正) 本報告書(2024年9月26日改正)は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 <ul style="list-style-type: none"> 監査基準報告書700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」(2024年9月26日改正) </div> <p>《付録 除外事項付意見の監査報告書の文例》(A16 項、A17 項及び A24 項参照)</p> <p>(省 略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> | <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> 本報告書(2022年10月13日改正)は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 <ul style="list-style-type: none"> 監査基準報告書(序)「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」(2022年7月21日改正) 本報告書(2023年1月12日改正)は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 <ul style="list-style-type: none"> 監査基準報告書600「グループ監査における特別な考慮事項」(2023年1月12日改正) </div> <p>《付録 除外事項付意見の監査報告書の文例》(A16 項、A17 項及び A24 項参照)</p> <p>(省 略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> |